





とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」

(審査の請求等)

### 第十一條 第二条第一項又は前条第

一項第二号の確認に關する処分に不服のある者は、被保険者の資格の得喪の確認に關する処分に対する不服の例により、審査及び再審査の請求をし、並びに訴訟を提起することができる。

法第四十条第二項の規定は前項の審査又は再審査の請求について、法第四十一条の規定は第三条第一項又は前条第一項第二号の確認に關する処分が確定した場合にについて準用する。

又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域の実情にかんがみ、被害による事業の休止等のため休業するに至つた失業保険の被保険者に対して、その休業期間について、失業保険金を支給することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

置をることとし、労力費五分の四、資材費二分の一、事務費五分の四の高率の国庫補助を行なおうとするものであります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に關する失業保険特例法案の提案理由を御説明申し上げます。

本年は、七月以降數次にわたつて局地的な豪雨及び台風により各地に相当な被害が発生し、特に九月下旬の第十五号台風による被害は、きわめて激甚であります。

政府といたしましては、これらの被

とに昭和三十四年八月三十一日から昭和三十五年三月三十一日までの期間において政令で定める日までの期間におけるこれらの休業について、失業保険金を支給することができる」とたしました。

次に、これらの休業者が事業の再開時に併し再就業し、その後、新たに失業保険金の受給資格を得るに至った後再雇用した場合は、休業期間について失業保険金の支給を受けたことにより、新たな受給資格に基づく給付日数について不利益が生じないように、次の措置を講ずることといたしました。

すなわち、失業保険金の給付日数は、被保険者としての継続雇用期間

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律は、この法律の施行前の休業及び離職についても適用する。  
3 第二条第一項の命令を定める也

又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域の実情にかんがみ、被害による事業の休止等のため休業するに至つた失業保険の被保険者に対して、その休業期間について、失業保険金を支給することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松野国務大臣　ただいま議題となりました昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の大綱を御説明申し上げます。

本年は、七月以降數次にわたつて局地的な豪雨及び台風の影響を受けて各地に相当な被害が発生いたし、特に九月下旬に発生を見た今次台風第十五号による被害はきわめて激甚であります。

これらの被害の発生に対処して、政

置をることとし、労力費五分の四、資材費二分の一、事務費五分の四の高率の国庫補助を行なおうとするものであります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案の提案理由を御説明申し上げます。

本年は、七月以降數次にわたつて局地的な豪雨及び台風により各地に相当な被害が発生し、特に九月下旬の第十五号台風による被害は、きわめて激甚であります。

政府といいたしましては、これらの被害に対処して、被災者の救済、災害復旧に遺憾なきを期していところでありますが、これらの被害により事業を停止するのやむなきに至つた失業保険の適用事業所も相当數に上つておりますので、事業の停止により休業し、賃金を受けることができない被保険者の生活の安定をよさるところ、とくに未支

とに昭和三十四年八月三十一日から昭和三十五年三月三十一日までの範囲において政令で定める日までの期間におけるこれらの休業について、失業保険金を支給することができる」となしました。

次に、これらの休業者が事業の再開時に伴い再就業し、その後、新たに失業保険金の受給資格を得るに至った後、就職した場合は、休業期間について失業保険金の支給を受けたことにより、新たな受給資格に基づく給付日数について不利益が生じないよう、次の措置を講ずることいたしました。

すなわち、失業保険金の給付日数は、被保険者としての継続雇用期間が長いものほど長く有利になつておりますが、休業期間について失業保険金の支給を受けた場合、この継続雇用期間が中断されることとなりますので、再就業後離職して失業保険金の支給を受けたとき、休業前の継続雇用期間を給付日数算定の基礎から除外いたしません。

以上が本法案の要旨であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○南條委員長 次は、厚生省関係で、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案、以上四案の趣旨について政府の説明を求めます。渡邊厚生大臣。

又は廃止したことにより当該事業所に被保険者として雇用された者がこの法律の施行前に離職した場合において、その者がその離職前の休業について第三条第一項の確認を受けたときは、当該確認に係る受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の日額は、その離職の際に算定された失業保険金の日額とする。

又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域の実情にかんがみ、被害による事業の休止等のため休業するに至つた失業保険の被保険者に対して、その休業期間について、失業保険金を支給することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資材費二分の一、事務費五分の四の高率の国庫補助を行なおうとするものであります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案の提案理由を御説明申し上げます。

本年は、七月以降數次にわたつて局地的な豪雨及び台風により各地に相当な被害が発生し、特に九月下旬の第十五号台風による被害は、きわめて激甚であります。

政府といたしましては、これらの被害に対処して、被災者の救済、災害復旧に遺憾なきを期しているところであります。これらの被害により事業を停止するのやむなきに至つた失業保険の適用事業所も相当数に上つておりますので、事業の停止により休業し、賃金を受けることができない被保険者の生活の安定をはかるため、その休業期間について失業保険金を支給する必要があると認め、この法案を本国会に提出いたした次第であります。

以下、その概要を御説明申し上げます。

第一に、本法案は、失業保険の適用事業所が昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害を受けたことにより、やむを得ず事業を停止したため、その事業所に雇用されている一般失業保険の被保険者が休

とに昭和三十四年八月三十一日から昭和三十五年三月三十一日までの範囲において政令で定める日までの期間におけるこれらの休業について、失業保険金を支給することができるることとした。

次に、これらの休業者が事業の再開に伴い再就業し、その後、新たに失業保険金の受給資格を得るに至った後、就職した場合は、休業期間について失業保険金の支給を受けたことにより、新たな受給資格に基づく給付日数について不利益が生じないように、次の措置を講ずることとした。

すなわち、失業保険金の給付日数は、被保険者としての継続雇用期間が長いものほど長く有利になっておりますが、休業期間について失業保険金の支給を受けた場合、この継続雇用期間が中断されることとなりますので、再就業後離職して失業保険金の支給を受けようとき、休業前の継続雇用期間を給付する日数算定の基礎から除外いたしますと、給付日数が短くなり気の毒な場合も生ずることが考えられます。従つて、このようなことのないよう、事業前に被保険者として長期にわたり雇用されていた者につきましては、休業前の継続雇用期間を一定の方式によると、算定して、新たな受給資格に基づく給付日数を算定する等の措置を講じました。

また、この措置は、さきに述べた第

以上が本法案の要旨であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○南條委員長 次は、厚生省関係で、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設等の災害復旧費に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受ける者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案、以上四案の趣旨について政府の説明を求めます。渡邊厚生大臣。

昭和三十四年七月及び八月の水害

又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域の実情にかんがみ、被害による事業の休止等のため休業するに至つた失業保険の被保険者に対して、その休業期間について、失業保険金を支給することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松野国務大臣　ただいま議題となりました昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の大綱を御説明申し上げます。

本年は、七月以降數次にわたつて局地的な豪雨及び台風の影響を受けて各地に相当な被害が発生いたし、特に九月下旬に発生を見た今次台風第十五号による被害はきわめて激甚であります。

これらの被害の発生に対処して、政府といたしましては、被災者の救済、災害復旧に遺憾なきを期しているところであります。失業対策事業につきましては、罹災による失業者の増加が予想され、また被災地の地方公共団体の財政負担が過重になると思われますので、これに対して高率の国庫補助を行ない、地方財政の負担を軽減する必要があると考へ、この法案を提案いたしました次第であります。

次に法案の内容について概略御説明申し上げます。

失業対策事業対策につきましては、さきに二十八年災害におきましても高率の国庫補助を行ないましたが、今回

置をとることとし、労力費五分の四、資材費二分の一、事務費五分の四の高率の国庫補助を行なおうとするものであります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案の提案理由を御説明申し上げます。

本年は、七月以降數次にわたつて局地的な豪雨及び台風により各地に相当な被害が発生し、特に九月下旬の第十五号台風による被害は、きわめて激甚であります。

政府といたしましては、これらの被害に対処して、被災者の救済、災害復旧に遺憾なきを期していいるところであります。が、これらの被害により事業を停止するのやむなきに至つた失業保険の適用事業所も相当数に上つておりますので、事業の停止により休業し、賃金を受けることができない被保険者の生活の安定をはかるため、その休業期間について失業保険金を支給する必要があると認め、この法案を本国会に提出いたした次第であります。

以下、その概要を御説明申し上げます。

第一に、本法案は、失業保険の適用事業所が昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害を受けたことにより、やむを得ず事業を停止したため、その事業所に雇用されている一般失業保険の被保険者が休業し、賃金の支払いを受けることができぬ状態にある場合は、これを失業とみなし、災害の状況に応じ、地域ご

とに昭和三十四年八月三十一日から四  
和三十五年三月三十一日までの範囲内  
において政令で定める日までの期間に  
おけるこれらの休業について、失業保  
険金を支給することができる」とい  
たしました。

次に、これらの休業者が事業の再開  
に伴い再就業し、その後、新たに失業  
保険金の受給資格を得るに至った後離  
職した場合は、休業期間について失業  
保険金の支給を受けたことにより、新  
たな受給資格に基づく給付日数につ  
て不利益が生じないように、次の措置  
を講ずることいたしました。

すなわち、失業保険金の給付日数  
は、被保険者としての継続雇用期間が  
長いものほど長く有利になつております  
が、休業期間について失業保険金の  
支給を受けた場合、この継続雇用期間が  
中断されることとなりますので、再雇  
用されたとき、休業前の継続雇用期間を給付す  
るとき、休業前に被保険者として長期にわたり雇  
用されていた者につきましては、休業  
前の継続雇用期間を一定の方式によ  
り通算して、新たな受給資格に基づく給  
付日数を算定する等の措置を講じまし  
た。

また、この措置は、さきに述べた第  
害による事業停止のため離職し、失業  
保険金の支給を受けている者に対して  
も一定期間内に再雇用されたときは同  
様に及ぼすこととし、その間の均衡を  
はかることといたしました。

以上が本法案の要旨であります。但し御審議の上、すみやかに可決されますようお願い申し上げます。

○南條委員長 次は、厚生省関係で、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案、以上四案の趣旨について政府の説明を求めます。渡邊厚生大臣。

(伝染病予防法の特例)

第一条 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法

第四号ニ規定スル施設ニ付テノ災害ノ復旧ニ要スル費用ニ付テハ六分ノ五」と、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「三分ノ二」と、同法第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テノ災害ノ復旧ニ要スル費用ニ付テハ五分ノ四」と読み替えて、それぞれ同法の規定を適用する。

第二十四条又は第二十五条第一項に規定する災害を受けた政令で定める都道府県が当該災害のための予防事務に関する行つた伝染病予防法第二十二条の支弁及び同項の規定に基く政令で定める市が当該災害のための予防事務に関する行つた同法第十九条第二項に關する支弁について、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「四分ノ三」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(水道の復旧に関する補助)  
第二条 国は、前条第一項に規定する災害を受けた市町村であつて、その經營する水道事業の水道施設が当該災害によつて受けた被害の復旧をしようとするものに対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その復旧に要する費用の二分の一を補助することができる。

2 前項の規定は、前条第一項に規定する災害を受けた市町村が、その区域内に給水区域を設けて当該市町村以外の者の經營する簡易水道事業の水道施設が当該災害によつて受けた被害につき、これを復旧して引き続き水道事業を經營す

るためその復旧をしようとする場合におけるその復旧に要する費用について準用する。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 理 由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害における公衆衛生の保持を図るため、伝染病予防費についての国庫の負担率等の特例を定めるとともに、水道施設の災害復旧費について国が補助をすることができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案)

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法

(保護施設の災害復旧費に関する特別措置法)

#### 特 例

昭和三十四年八月及び九月の風水害において当該災害により被害を受けた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の復旧に要する費用については、同法第七十三条第三号中「四分の一」とあるのは「六分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第五十二条、第五十四条又は第五十六条の二第一項及び第三項の規定を適用する。

「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同法第七十五条第一項第二号中「二分の二」とあるのは「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替える。

七十四条第一項、第七十五条第一項又は同条第二項の規定を適用する。

#### 理 由

(児童福祉施設の災害復旧費に関する特例)

第一条 前条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十五条の規定により設置された児童福祉施設の復旧に要する費用について、同法第五十二条の二第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えるものとする。

(昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案)

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法

#### 特 例

昭和三十四年八月及び九月の風水害において当該災害により被害を受けた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の復旧に要する費用については、同法第七十三条第三号中「四分の一」とあるのは「六分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第五十二条、第五十四条又は第五十六条の二第一項及び第三項の規定を適用する。

2 前条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた児童福祉施設であつて児童福祉第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの(都道府県又は市町村が設置したものと除く)が同項第一号に該当するときは、当該災害によつて生じた当該施設の復旧に要する費用については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条の二第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えるものとする。

(児童の負担に関する特例)

第一条 前条に規定する都道府県については、昭和三十四年度に限り、災害救助法第三十六条中「千分の二」とあるのは「千分の一」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(国の負担に関する特例)

この法律は、公布の日から施行する。

(昭和三十四年八月及び九月の風水害による生じた保護施設及び児童福祉施設の災害復旧費に関する特例)

昭和三十四年八月及び九月の風水害によつて生じた保護施設及び児童福祉施設の災害復旧費に関する特例の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 理 由

(昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法

#### 特 例

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案

第三条 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第三条 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 理 由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法

昭和三十四年七月及び八月の水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案  
**(定義)**  
第一条 この法律で「被災地域」とは、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域のうち、灾害とともに政令で定める地域をいう。  
この法律で「被災者」とは、前項に規定する災害の当時当該被災地域に居住し、かつ、当該災害による被害を受けた者をいう。  
(据置期間に関する特例)  
第二条 被災者に対する母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十九号。以下「貸付法」という。)による生業資金又は事業継続資金の貸付金であつて、当該被災者が当該災害による被害を受けた日以後昭和三十五年九月三十日までの間の貸付に係るものについては、同法第五条第一項の規定にかかわらず、その据置期間は、貸付の日から、生業資金にあつては二年間、事業継続資金にあつては一年六箇月間とすることができる。

定にかかるわらず、その償還期限は、据置期間経過後五年以内とすることができる。この場合において、その据置期間は、貸付の日から一年間とし、据置期間中は、無利子とするものとする。  
(国との貸付に関する特例)

い金額については、貸付法第十三条第一項の規定は、適用しない。  
附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害  
又は同年八月及び九月の風水害の被災者に貸し付ける生業資金等について  
据置期間を延長するとともに、これらの方に対する貸付金の財源を確保するため  
に國が都道府県に貸し付ける金額の比率を引き上げる必要がある。  
これが、この法律案を提出する理由である。

渡邊國務大臣　ただいま議題となりました四件の厚生省関係災害特別措置案につきまして、その提案の理由を説明申し上げます。

これらの特別措置法案は、第一に、本七月及び八月の水害または同年八月及び九月の風水害を受けた地域における災害救助法による救助費、及び伝染病防護法による防疫業務費について国の方全を期することともに、地方公共団体の財政負担の軽減をはからんとするものであります。第二に、本年の水害もつて被災地域における救助活動の持つ公益性も強い伝染病院及び隔離病舎、上水道及び簡易水道、保護施設等の財政負担の軽減をはからんとして國庫の補助率を高める等の措置をとるものであります。第三に、本年の

水害または風水害によって被災した母子家庭の福祉の増進をはかるため、母子福祉資金の貸付について特別の措置を講ぜんとするものであります。

以下、提案されました各特別措置法案についてその要点を申し上げます。

第一は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案についてでござります。この法律案の第一点は、伝染病予防法に関する特例でありまして、防疫業務に要する費用及び伝染病隔離施設等の災害復旧費につきまして、都道府県及び市町村の負担を軽減し、それに応じて国の負担率を高めたことでございます。第二点は、上水道及び簡易水道の災害復旧費について、国が二分の一の補助を行なうことができるようになしたことでございます。

次は、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案についてであります。この法律案は、本年の風水害を受けた保護施設及び児童福利施設の復旧費につきまして、市町村、都道府県、日赤、社会福祉法人等の負担を軽減し、それに応じて国の補助率を引き上げんとするものであります。

第三は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案についてでござります。この法案の第一点は、本年の水害による費用を支出したときは、その費用を災害救助法による国庫負担の対象にすることとあります。この法の第一点は、本年の水害を受けた都道府県が救助費のため必要な施設または設備に要する費用を支出したときは、その費用を災害救助法による国庫負担の対象にすることとあります。

害救助費に対する国庫負担について特例を設けようというものであります。

第四は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福被資金の貸付に関する特別措置法案についてありますて、この法律案は、被災母子家庭に貸し付ける生業資金、事業継続資金及び住宅補修資金についてその据置期間の特例を設けたこと、被災地域の都道府県に対する国庫貸付率を引き上げたことをその要旨とするものであります。

以上がただいま提案されました厚生省関係災害特別措置法案の提案理由及び要点でござります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○南條義長 次は、大蔵省関係で、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関する特別措置法案の趣旨について政府の説明を求めます。奥村政務次官。

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者（政令で定めるものに限る。）のうち、当該災害によ







理由

昭和三十四年八月の水害又は八月及び九月の風水害を受けた被災者の入居すべき公営住宅及び産業労働者住宅の建設を促進するため、公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助率等に関する特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○村上國務大臣

ただいま議題となりました昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、本年八月の水害または八月及び九月の風水害による住宅の被害の状況にかんがみ、これらの災害による被災者に入居させるための公営住宅または産業労働者住宅の建設等を促進するため、公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助率の引き上げ等についての公営住宅法の特例を設けるとともに、産業労働者住宅の建設に融通される住宅金融公庫の貸付金の償還期間の延長等に関する特例を設けるものであります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず、公営住宅法につきましては、本年八月の水害または八月及び九月の風水害であつて、政令で定める地域に発生したものに関して、次の特例を設けることといたしました。

第一に、事業主体が災害により住宅を失つた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するときは、国は、予算の

範囲内でその費用の四分の三を補助す

ることができることとし、現行法に定める国の補助率より高率の補助を行なう措置を講ずるとともに、国の補助の対象とする住宅の戸数を増加し、災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数を国の補助の対象とするこ

ととしたとしております。

第二に、事業主体が災害により滅失した公営住宅に災害の当時居住している者に賃貸するため公営住宅を建設するとき、または災害により著しく損傷した公営住宅を修復するときは、国は予算の範囲内で第一種公営住宅についてはその費用の三分の二を、第二種公

営住宅についてはその費用の四分の三を補助することとし、それぞれ現行法に定める国の補助率より高率の補助を行なうこととしたとしてお

ります。

次に、産業労働者住宅資金融通法の特例といたしまして、本年八月及び九月の風水害であつて、政令で定める地域に発生したものにより住宅を失つた産業労働者に貸し付けるため、この法律の施行の日から二年以内に住宅を建設しようとする事業者で、主務大臣の定める条件に該当し、かつ、災害により事業場等に著しい損害を受けたものに

本日は、これにて散会いたします。  
午前十時四十七分散会

以上がこの法律案の提案理由及びそ

の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○南條委員長 本日は、政府の提案理由の説明を聞くだけで、質疑をしないことにいたします。

そこで、明日は、昨日ちょっと申し上げましたように、午前十時から總理大臣外閣議閣僚に出席を願つて、各委員の質疑をしながら審議を進めたいと思うのでございます。明日の委員室は第一号委員室、いわゆる予算委員室で開きますから、さよう御承知を願います。

本日は、これにて散会いたします。  
午前十時四十七分散会

昭和三十四年十一月九日印刷

昭和三十四年十一月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局